

みやぎ
地域防災の
アイデア集

03

避難行動の体制

1 避難場所・経路の確認

事例03-1-1 【登米市】避難先に関する住民ニーズの把握

2 避難方法の理解

事例03-2-1 【岩沼市】避難情報と避難方法の理解

3 避難情報・災害情報の理解

事例03-3-1 【登米市】河川流域情報等の利活用

4 避難情報の収集・伝達・避難誘導

事例03-4-1 【登米市】防災行政無線の利活用

5 避難行動要支援者の対応

事例03-5-1 【岩沼市】避難行動要支援者候補の戸別訪問

事例03-5-2 【栗原市】自主防災アンケートによる避難行動要支援者情報の把握

6 避難行動要支援者を含む避難支援のグループづくり

事例03-6-1 【山元町】避難時の助け合いを確認するための「お隣さんとの仲間作り」

7 避難計画づくり

事例03-7-1 【登米市】災害対応マニュアルの策定

事例03-7-2 【東松島市】ハザード（災害の種類）ごとの地域避難計画

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

03 1 避難場所・経路の確認

- 地域内の危険箇所等を踏まえ、想定される災害に応じて、安全に避難できる避難場所を設定し、それらへの経路を決めておきましょう。
- 市町村による指定避難所や指定緊急避難場所以外に、地区独自に避難所や避難場所を設定する場合は、気象条件や想定される災害状況、収容可能人数等を踏まえて検討しましょう。

進め方とポイント

準備

- 市町村のハザードマップや防災マップ
- 地区で作成した防災マップ(地区内の住宅がわかるもの)

①市町村による指定避難所や指定緊急避難場所を確認

- 災害の種類ごとの指定避難所や指定緊急避難場所の位置を確認します。
- 収容可能人数と想定される避難者数(近隣人口及び帰宅困難者など)を見積ります。



②周辺世帯から指定避難所や指定緊急避難場所への経路を確認

- 避難経路の安全性を確認します。経路上に危険なブロック塀や古い空き家がある(地震)、河川沿い(津波や水害)、土砂災害警戒区域内(土砂災害)など、災害の種類ごとに検討します。
- 高齢者などの災害時要配慮者にとって負担が多い、急傾斜や階段が多い経路の場合は、遠回りでも負担の少ない迂回路も検討しましょう。
- 実際に避難経路を歩いて、避難にかかる時間を確認しましょう。避難者の年代や健康状態、土地勘の有無等によってかかる時間が異なることも考慮します。



③地区独自の避難所や避難場所を検討

- 想定される避難者数が収容可能人数を上回る場合、十分な耐震性等のあるマンションなどの在宅避難をルール化することを検討します。
- 上記が難しければ、地区の集会所など、地区独自の一時避難所を検討します。その際、行政や専門家に相談し、災害危険性を確認しましょう。



④避難所(一定の期間避難生活を送るための施設)の設備や備蓄品の確認

- 高齢者等の要配慮者の滞在可能性に留意して、設備や備蓄品を確認しましょう。
- 一定の避難生活環境を確保するため、内閣府避難所運営ガイドラインやスフィア基準^①(次頁参照)を参考にしてください。

i スフィア基準

- 災害や紛争などの被災者すべてに対する人道支援活動を行う各種機関や個人が、被災当事者であるという意識をもって現場で守るべき最低基準の通称。正式名称は「人道憲章と人道対応に関する最低基準」 Humanitarian Charter and Minimum Standards in Humanitarian Response。略称はスフィアSphere。
- 具体的には、人間の生命維持に必要な水の供給量、食糧の栄養価、トイレの設置基準や男女別の必要数、避難所の一人当りの最小面積、保健サービスの概要などの詳細が定められており、避難所などの現場で参照される指標となっている。

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

事例 03 1 1 避難先に関する住民ニーズの把握

登米市 細谷区自主防災組織

- 細谷区自主防災組織は、水害を想定した場合の緊急避難場所の選定にあたり、地域住民のニーズを把握するために意向調査を実施した。

進め方とポイント

準備

- 市が指定する近隣の緊急避難場所や指定避難所を確認する。

調査の企画

- 自主防災組織としての災害対応マニュアルを作成するにあたり、避難先(緊急避難場所)に関する地域住民の意向調査を実施することとなった。

調査の実施

- 防災訓練の参加者に調査票を配布。

調査の結果

- 避難場所を決めている回答者の大多数が「石森小学校」と回答し、避難場所を決めていない回答者の最多の理由は、「避難場所がわからない」ことであった。

調査結果の抜粋

Q. あなたは水害時の避難場所を決めていますか?(回答数:41)	■ 決めている(20[48.8%])	■ 決めていない(14[34.1%])	■ 無回答(7)
Q. 水害時の避難場所を「決めていた」の回答者への追加質問。決めている避難場所はどこですか?(複数回答可、回答数20)	■ 石森小学校(13[65.0%])	■ 加賀野小学校(2)	■ 石森ふれあいセンター(2)
	■ 細谷ふれあいセンター(1)	■ 自宅の2階(1)	
Q. 水害時の避難場所を「決めていない」の回答者への追加質問。決めていない理由は何ですか?(複数回答可、回答数14)	■ 避難場所がわからない(6[42.9%])	■ その時、指示されると思っている(4)	
	■ その時、判断すればいいと思っている(5)	■ 考えたことがない(1)	
Q. あなたは登米市から配られているハザードマップをご存じですか?(回答数:41)	■ 知っていて内容を確認している(20[48.8%])	■ 知っているが内容はよく確認していない(16[39.0%])	■ よくわからない(5)

この取組のポイントや「なぜ、できたのか」など

- 水害時の緊急避難場所として、石森小学校に対する高いニーズが確認され、次年度の水害想定での避難訓練の際の避難先を石森小学校とすることにつながった。
- 自主防災組織と調整のうえ、調査票の準備と回答の集計、分析をアドバイザーが支援した。

03 2 避難方法の理解

- 災害から命を守る上では、「身近にどのような危険があるのか」をよく知り、「いざというとき」にどのように行動するか、できるだけ具体的に考え、あらかじめ決めておくことが大切です。
- いざというときの避難行動には、「立ち退き避難」と「屋内安全確保」があります。どちらの避難行動がより安全なのか、ハザードマップを参考に確認しておきましょう。

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

進め方とポイント

準備

- 災害の種類ごと(地震、津波、洪水、土砂災害等)の発生メカニズムや、ハザードマップ・防災マップで災害危険個所や指定された緊急避難場所・避難所をそれぞれ確認する。
- 避難時の持ち出し品を確認する(避難生活を意識した準備)。



災害の種類または災害の状況に応じた適切な避難方法を確認

- 災害発生のメカニズムにより避難のタイミングや避難時に留意する点は異なります。それぞれの災害にあった避難方法を検討しましょう。
- 指定された避難所への避難が困難な場合(遠い、上り坂がきつく短時間では上がれないなど)は、一時的に避難できる場所を見つけ、日頃から避難してよいか土地や建物の管理者に確認しましょう。

【地震／津波】

- 地震は大きな揺れを引き起こし、揺れにより建築物の破損、ライフラインの機能の麻痺などが引き起こされます。発生した時は、まず頭を守り危険な場所(大きな家具、ブロック塀など)から離れましょう。
- 揺れが収まったら、出火の防止、初期消火、避難経路の確保を行きましょう。倒れた家具によって避難経路が塞がれないよう、部屋の入り口や、避難経路になる廊下に大きな家具がある場合は、あらかじめ移動するか固定しておきましょう。
- 津波のリスクがあるエリアでは「津波・大津波警報」の有無を確認しましょう。居住地区で大きな揺れを感じていなくとも津波が発生する恐れがあります。どこで地震が発生したのか、警報は出ているか等を確認し、津波が発生する恐れがある場合には避難しましょう。
- 津波・大津波警報が発表された時は、津波浸水想定区域の外へ、徒歩で移動する「水平避難」が基本となりますが、車での移動を許可する場合を検討する等、避難方法を日頃から整理し、発災時の混乱や車の渋滞を避けましょう。
- 想定していた避難所へ逃げ遅れた場合などは、近くの丈夫な建物の浸水が想定される階以上へ避難しましょう。日頃から近隣の高く丈夫な建物を確認しておきましょう。



【大雨／台風】

- 大雨／台風は途切れながらも長く続き、一カ所に集中するなどにより洪水や土砂災害等を引き起こす原因となります。地震と違い、段々と災害発生リスクが高まる中で避難の判断をすることになります。
- 大雨の恐れや台風が接近しているときは、気象情報や河川の水位に関する情報を収集し、集めた情報をもとに避難のタイミングを決め、安全な場所へできるだけ早めに避難しましょう。
- 避難するタイミングは市町村から避難情報が発令されますが、地域住民の特性や、避難しやすい時間帯等を考慮し、市町村が避難情報を発令する前に、地区独自の判断基準を設け避難することも検討しましょう。
- 避難の基本は、早期の「立ち退き避難」(危険なエリアから離れ、指定緊急避難場所などへ避難)です。
- 道路に水があふれ側溝の位置が確認できない場合や夜間などは屋外へ避難するとかえって危険です。近くの丈夫な建物の浸水想定階以上など、少しでも安全な場所へ避難しましょう。日頃から自宅だけでなく、近隣エリアの浸水深を確認しておきましょう。



避難方法の理解

事例 03 2 1 避難情報と避難方法の理解

岩沼市 二木第一町内会自主防災部・本町第一親交会自主防災組織

- 自治体から発令される避難情報とともに、適切な避難方法を知識として事前に理解しておくことがとても重要である。
- 特に、大雨・台風災害が昨今頻発していることを受けて、その情報の枠組みが近年目まぐるしく変わっており、常に最新の状態を学ばなければならない。また、適切な避難方法についても、全国各地で発生している大雨・台風災害における犠牲者発生 の事例をもとに、「どうすれば助かるのか」についても学びつづけなければならない。
- そこで、二木第一町内会及び本町第一親交会では、アドバイザーによる講演だけでなく、刊行されている資料の「読み会」を行うことで、避難情報と避難方法の理解に努めた。



アドバイザーによる講演と「読み会」の様子

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

進め方とポイント

方法

- 講演:岩沼市、宮城県などと連携し、関連する分野の専門家による講演を実施。
- 読み会:二木第一町内会では、「内閣府:災害時要援護者の避難対策事例集」を題材に、一人2テーマを事前に読み込み、内容を読み会にて共有した。その後、「避難行動要支援者に対して町内会で何をすべきか」について議論した。

二木第一町内会で確認された具体的な避難情報と避難方法

- 岩沼市が呼びかける避難情報3種類(①高齢者等避難開始・避難準備情報、②避難勧告、③避難指示(緊急))の再確認
- 避難情報の発令基準になっている阿武隈川の水位
- 気象庁が発表する情報の種類(大雨特別警報、土砂災害警戒情報など)と危険度分布の見方
- 避難所への水平避難と、自宅2階等への垂直避難の行動パターン

この取組のポイントや「なぜ、できたのか」など

- 二木第一町内会では、令和元年東日本台風の際、これらの学んだ知識をもとに、高齢者等避難開始・避難準備情報が発令された段階で、町内会の災害対策本部を設置し、避難行動要支援者がいると思われる世帯を戸別訪問し、避難の予定有無の情報収集を行った。
- 同町内会では大きな被害は発生しなかったものの、学んだ知識をもとに、しっかりと実践している点が重要である。この経験をもとに、避難行動要支援者の事前の戸別訪問活動の実施(事例3-5-1)につながった。

03 3 避難情報・災害情報の理解

- 災害が発生する恐れがある場合、気象庁・気象台は、気象に関する情報や注意の呼びかけを防災気象情報として「発表」し、また国土交通省の河川事務所や県が、指定河川の水位に伴う洪水予報を「発表」します。
- これらを踏まえ、各市町村は住民に対し「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」の避難情報を「発令」し、避難行動を促します(ただし、以下のトピックスの通り、改定予定)。
- 水害・土砂災害について、内閣府は5段階の警戒レベルを用いて市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報の対応関係を整理しました。

トピックス 内閣府は、災害時に市区町村が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化することを決めました。分かりにくさの解消が狙いです。2021年通常国会での災害対策基本法改正案の審議を経て、同年の梅雨期からの運用を目指しています(次ページの避難情報を参照)。

進め方とポイント

①気象庁による防災気象情報、国交省による河川情報の理解

【注意報・警報】①(次頁も参照)

- 気象庁では対象となる現象や災害の内容によって特別警報6種類、警報7種類、注意報16種類、早期注意情報(警報級の可能性)4種類を発表しています。

気象庁HPより作成

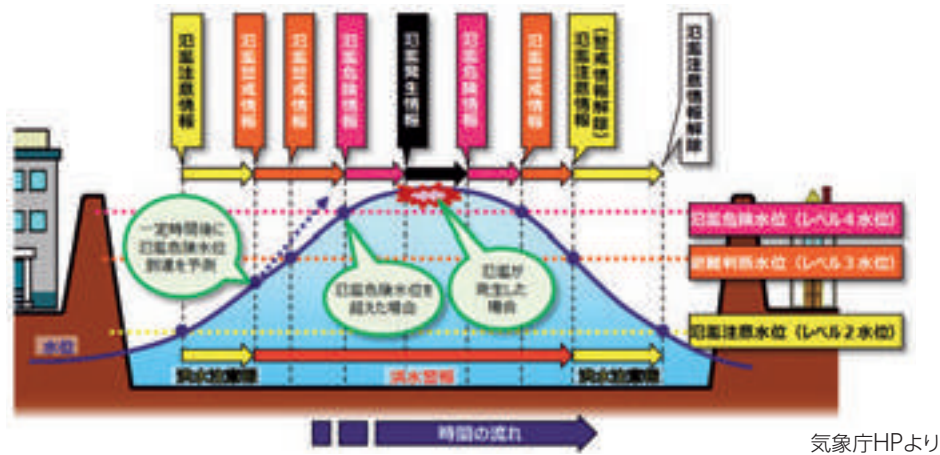
特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
警報	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
※早期注意情報	大雨、暴風(暴風雪)、大雪、波浪

※早期注意情報は警報級の可能性

【指定河川洪水予報】

- 国や都道府県が管理する河川のうち、2つ以上の都道府県にわたる河川または流域面積の大きい河川についての洪水予報は、国土交通省と気象庁で行います。
- 国や都道府県が管理する河川のうち、上記以外の河川についての洪水予報は、都道府県と気象庁が共同で発表します。

警戒レベル	洪水予報の表題	発表基準
警戒レベル5	〇〇川氾濫発生情報	氾濫の発生
警戒レベル4	〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位(レベル4水位)
警戒レベル3	〇〇川氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達が見込まれる場合あるいは、避難判断水位(レベル3水位)に到達しさらに水位の上昇が見込まれる場合
警戒レベル2	〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合



気象庁HPより

- テレビでも「dボタン」を押すことで河川防災情報が確認できます。(地域により「dボタン」を押した後の選択するメニューは異なりますので確認しましょう。)
- 国土交通省の「川の防災情報」サイトでは、雨の降っている地域、気象警報・注意報、川の水位情報、浸水の景観性が高まっている河川など様々な情報が得られますので、活用しましょう。



②自治体による避難情報、警戒レベル等の理解

- 避難に関する情報は各市町村長より、必要と認める地域の居住者等に対して発令されます。

2020年12月現在

警戒レベル	避難情報	住民がとるべき行動
警戒レベル5	災害発生情報	命を守る最善の行動
警戒レベル4	避難指示(緊急)	危険な場所から全員避難
	避難勧告	
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	危険な場所から高齢者らは避難。他の住民は準備

改正案 2021年の梅雨期から運用開始予定

警戒レベル	避難情報	住民がとるべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保
警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者らは避難

- 大雨や台風時は、防災行政無線や広報車の音が雨音でかき消されるなどして住民に伝わらない場合があるため、こうした情報が早目に確実に住民に伝わる手段を検討しておきましょう。
- 市町村によっては、事前避難などの情報を発表することもありますので、居住地域の市町村が発令する避難情報についてホームページなどで確認しておきましょう。

ワンポイント解説

①各警報や注意報の意味について

- 気象庁のホームページで、大雨、洪水、高潮など、気象等の特別警報・警報・注意報について解説しているので、確認してみましょう。
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning_kind.html



01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

事例 03 3 1 河川流域情報等の利活用

登米市 細谷区自主防災組織

- 細谷区自主防災組織は、水害対応の災害対応マニュアルの策定にあたり、令和元年東日本台風の事例を参考に、河川流域情報等に関する理解を深めた。

進め方とポイント

準備

- 地方自治体等が提供する河川流域に関する情報(宮城県の場合は、「宮城県河川流域情報システム」)のホームページを確認する。

データの収集

- 「宮城県河川流域情報システム」を活用して、令和元年東日本台風の際の雨量、川の水位、ダムの効果等を調べる。
- 令和元年東日本台風時の雨量グラフ(登米市・佐沼)や水位グラフ(北上川水系・迫川)の情報を入手する(次ページ)。
- 河川の観測局ごとに、氾濫危険水位等が決まっていることを確認する。

河川流域の振り返り

- 令和元年東日本台風時の雨量グラフ(登米市・佐沼)により、佐沼での累加雨量は約160ミリ、1時間当たりの最大雨量は38ミリであったことがわかった。
- 迫川の佐沼観測局での避難判断水位の4.50mを越えたのは、10月13日の15:00であり、最高水位は、10月13日の17:00で4.58mと、氾濫危険水位の4.70mには達しなかったことがわかった。
- 着目している場所だけでなく、迫川の上流や下流、別の地域の雨量や河川の水位との比較を行うこともできる。
- 令和元年東日本台風により甚大な被害が発生した丸森町の筆甫観測局における累加雨量は約600ミリであり、登米市・佐沼の雨量はその約4分の1だったことがわかった。
- 佐沼観測局の上流に整備されている「長沼ダム」については、令和元年東日本台風時において、下流河川の水位上昇を軽減するための洪水調節は実施されなかったことも確認できた。

災害対応マニュアルへの反映

- 策定されている自主防災組織の災害対応マニュアル(水害編)に、河川流域情報や市町村による避難情報発令を落とし込んで、災害対応マニュアル見直しの検討材料とした。
- 雨量や水位の予測のために、ある程度の時間をかけることができる台風型の大雨の場合と、前線性豪雨により短時間で雨量や水位が激変する場合とでは、自主防災組織としての判断や対応に費やせる時間が大きく異なることについても確認が必要となる。

03 4 避難情報の収集・伝達・避難誘導

- デマ等によりパニックが発生することを避けるため、信頼できる情報収集・伝達方法を検討し災害情報が正確かつ迅速に伝えられるよう努めましょう。
- 避難行動がスムーズにとれるよう、普段から防災マップや防災まち歩き、避難訓練等を通して、避難方法・経路を確認し、必要な避難誘導とその実施方法及び情報収集・伝達方法を検討しましょう。

進め方とポイント

準備

- 市町村の地域防災計画で避難勧告等の判断基準を確認
- 市町村のハザードマップ等で地区の災害リスクを確認
- 土地の起伏や、道路状況(幅、蓋のない側溝等)を確認
- 住民の特性を把握

①地区独自の避難判断基準にあたる情報収集体制を検討

- 地区ごとに災害のリスクや昼間人口に占める高齢者割合などの住民の特性も異なります。そのため、市町村が発令する避難情報以外に、地区独自の避難開始の基準が必要になるか検討しましょう。
- 独自の避難判断を行う場合、判断基準とする情報(例:近隣の中小河川の水位や雨量など)を、誰が、どのように収集するかを検討しましょう。

②①を含む避難情報等の収集・伝達をどのように行うか検討

- 情報収集と避難判断・伝達の責任者を明確にしましょう。
- 被害が出ていないという情報も重要な情報です。責任者にきちんと報告しましょう。
- 情報漏れを防ぐため、また情報の精度を上げるため、複数のルートで情報の内容を確認することも検討しましょう。
- 情報を正確かつ迅速に住民へ伝えるため、SNSの活用や、電話、直接の声かけによる伝達等、地区住民に適した伝達方法を検討し、情報伝達の訓練等を実施することで実際に機能するか確認しましょう。
- 停電や、電話・インターネット回線が不通になる可能性や、パソコンやスマートフォンに不慣れな住民への伝達を考慮し、様々な情報伝達手段を確保しましょう。



③消防団や民生・児童委員などと連携し、避難誘導體制を検討

- 避難誘導班は、消防団や民生・児童委員などと連携して、住民に避難を呼びかけ、避難誘導を行います。避難誘導班を中心に、誘導者の配置、誘導対象世帯や避難誘導方法を検討しましょう。
- 避難誘導者がどのタイミングで避難誘導を開始・終了するのも検討し、避難誘導者が逃げ遅れることのないようにしましょう。
- 検討した避難誘導方法は日頃から住民に周知するとともに、避難訓練で手順を確認しましょう。



事例 03 4 1 防災行政無線の利活用

登米市 細谷区自主防災組織

- 細谷区自主防災組織は、避難情報の伝達手段の一つとして防災行政無線の利活用を推進した。水害想定での避難訓練の際、住民への情報伝達手段として実際に使用した。

進め方とポイント

準備

- 防災行政無線の使用方法を確認する。

情報伝達の準備

- 避難訓練時の避難情報に関する読み上げ原稿を作成した。
- 原稿を読み上げる発話者を選出した。
- 防災行政無線の使用時刻を決定した。



屋外スピーカー

防災行政無線の活用

- 水害想定での避難訓練の際に、防災行政無線を使って一般住民に対して避難の呼び掛けを行った(写真)。
- スピーカーからの音声が聞こえにくいエリアの再確認を行うことができた。
- 豪雨時には、スピーカーからの音声が聞こえなくなる可能性が高くなることを考慮し、実際の災害時における防災行政無線の使用のタイミングを予め検討しておくことよい。
- 避難情報の伝達手段は複数あることが望ましく、登米市の緊急告示ラジオのような伝達手段の訓練利用の検討や、一般住民の認知と定着の促進が課題として残った。



登米市の防災行政無線

市町村独自の避難情報の伝達手段の活用

- 登米市では、緊急告示ラジオが全世帯に無償貸与で整備され、避難情報の伝達手段として活用することができる。
- 市町村ごとに、避難情報の伝達手段は異なるため、導入設備について確認しておくことよい。

登米市の緊急告知ラジオ

- 緊急告知ラジオは、コミュニティエフエム「はっとFM」の電波を活用して、緊急情報などを放送する。
- 市から緊急情報を放送する際は、自動的に電源が入りラジオが起動し、放送が流れる。自動起動により放送した場合、放送終了後は使用前の状態に戻る。



この取組のポイントや「なぜ、できたのか」など

- 自主防災組織による防災行政無線の積極的な活用方針が活動の原動力となった。
- 災害時に機能を発揮するためには、平常時から利用しておくことが重要となる。

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

03 5 避難行動要支援者の対応

- 避難行動要支援者や災害時要配慮者^①(次頁参照)、避難支援を行う関係者の安全確保のため、事前に準備を進め、早期に避難を完了するよう努める必要があります。
- 平常時から避難行動要支援者の情報を地域で共有し、まち歩きや避難訓練等を通じ、地域の避難経路や避難場所の特性を確認しておきましょう。
- アンケート等により避難行動要支援者となり得る住民の実情を把握しておくことも効果的です。

進め方とポイント

準備

- 避難行動要支援者名簿^①(次頁参照)や災害時要配慮者名簿
- 市町村の避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)

①(避難行動要支援者名簿がある場合)行政から名簿を受け取り、適切に管理する

- 市町村が管理する避難行動要支援者名簿を受領し、避難行動要支援者の住所や必要な支援内容などを把握します。
- 名簿の情報が適切に管理されなければならないため、市町村によっては、名簿利用計画や協定書の締結などを求める場合があります。
- 受領した名簿は施錠できる場所に保管し鍵の管理を徹底するなど、避難支援者等の関係者以外に情報が漏れることのないように適切に管理しましょう。

②(名簿がない場合)戸別訪問等により避難行動要支援者や災害時要配慮者の名簿を作成する

- 避難行動要支援者名簿がない場合は、戸別訪問等により避難行動要支援者本人に説明し、理解を得た上で情報を集め、名簿を作成します。
- 支援に必要な情報(援護・支援の内容、緊急時の連絡先、日中・夜間の居場所など)を整理・収集するための様式を作成しましょう。

③名簿を活用し、災害の種類ごとに避難支援の個別計画を検討する

- 避難行動要支援者それぞれの特徴に配慮した支援内容(身体的な理由により移動の補助が必要、または声かけが必要など)を検討し、個別計画を検討しましょう。
- 避難支援者となる協力者を確保しましょう。
- 個別計画を検討する際、避難支援者には避難行動要支援者の避難誘導等に関して責任を負うものではないこと、避難行動要支援者には、災害時の支援を保障するものではないことを理解しながら検討してもらいましょう。



① 要配慮者及び避難行動要支援者とは？

- 災害対策基本法の改正に伴い、平成27年4月1日から、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人を「要配慮者」とし、そのうち災害等が発生又は発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を要する人を「避難行動要支援者」と呼ぶこととなりました。

② 避難行動要支援者名簿とは？

- 高齢者、障害者、乳幼児等のうち、特に災害から生命または身体を守るために、何らかの措置が必要となる方に対して、避難の支援や安否確認等を実施するための基礎となる名簿です。
- 市町村長は要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成することになっており、作成した名簿は避難支援等関係者①（下記参照）に提供することができます。名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、正当な理由がない限り、知り得た情報を漏らさないことが義務付けられています。



③ 避難支援等関係者とは？

- 消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織のほか避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者のこと。これらの者は例示として列挙されている。

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

事例 03 5 1 避難行動要支援者候補の戸別訪問

岩沼市 二木第一町内会自主防災部

- 「避難行動要支援者」と一言と言っても、その方々の事情はバラバラである。高齢者を例にとれば、デイサービス利用による日中・曜日の在宅の有無、日中・曜日ごとによるヘルパーの有無、自宅が平屋か否か(垂直避難の可否の観点)といった、避難を支援する上で事前に把握しておくべきことは数多くある。
- さらには、「支援する側」の人数・体制は必ずしも豊富ではなく、限られた人材で支援しなければならない。
- 地域で「避難行動要支援者」の支援体制を「見極め」るためには、「避難行動要支援者」の個別の事情を把握するとともに、「真に支援が必要な人はだれか」を支援者側の人数・体制を考慮して「絞り込み」を行う必要がある。
- そこで、二木第一町内会では、「避難行動要支援者」の候補者を戸別訪問することで、対象者のおかれている状況を把握し、町内会として災害時の避難を支援すべき住民の絞り込みを行った。

進め方とポイント

準備

- 避難行動要支援者の候補となる住民に対し、郵送により名簿への登録希望を把握する。
- 登録希望した住民の情報は、各区長が適切に保管・共有する。

戸別訪問

- 上記の名簿に登録されている住民(名簿に登録されている人)のほか、町内会として気にかけている住民(名簿に登録されていない人)にも戸別訪問を行い、次ページの調査票をもとに聞き取りを行った。



戸別訪問の様子

- 目的は、以下の2つになる。
 - 名簿にすでに登録されている人:本当に支援しなければいけない人を特定する(避難行動要支援者を絞り込む、減らす)
 - 名簿に登録されていない人:本当に支援しなくていいか確かめる(避難行動要支援者として新たに追加される可能性)

事例 03 5 2 自主防災アンケートによる避難行動要支援者情報の把握

栗原市 高清水地区九区自治会自主防災会

- 避難行動要支援者として登録している高齢者でも自力歩行による避難が可能な人もおり、情報と実際とは乖離がある場合がある。
- 高清水地区九区自主防災会では、防災マップへの避難行動要支援者情報の掲載も前提に、災害時に安否確認のために自宅に入ってもいいかなどを盛り込んだ防災アンケートを全世界帯に実施した。

進め方とポイント

準備

- 自治会や組織内で防災アンケート実施について理解を得る。

アンケートの企画

- アンケートの実施時期、アンケート項目(設問)を検討した。

アンケートの主な設問

世帯主名()

1 災害時に避難する際、自力で避難できますか？記号を○で囲んで下さい。

- i 家族全員、自力で避難できる
- ii 介助を必要とする者が居るが、家族が居るので支援は必要ない
- iii 家族に介助者は居るが、自治会の介助協力が欲しい
- iv 自力で避難できないので、自治会の介助支援が必要

→ 誰が、どのような支援を必要としますか？

支援を必要とする人	必要な支援に○印
氏名() 年齢(歳) (男・女) (ア・イ・ウ・エ・オ)	
() 年齢(歳) (男・女) (ア・イ・ウ・エ・オ)	
() 年齢(歳) (男・女) (ア・イ・ウ・エ・オ)	
ア 手を引いてもらう必要がある	} ↙
イ 車いすでの支援が必要	
ウ 担架での支援が必要	
エ 乗用車による支援が必要(自力で身体を動かせない等)	
オ その他()	

2 最年長者を中心にして、家にいる家族は誰ですか？全員を○で囲んで下さい。

- 平日昼間

配偶者	成人している子ども	就学前の孫	自分だけ	その他()
-----	-----------	-------	------	--------
- 平日夜間

配偶者	夫婦以外の成人	大学生(専門学校生)	高校生	中学生
小学生	就学前の孫	自分だけ	その他()	
- 休日昼間

配偶者	夫婦以外の成人	大学生(専門学校生)	高校生	中学生
小学生	就学前の孫	自分だけ	その他()	
- 休日夜間

配偶者	夫婦以外の成人	大学生(専門学校生)	高校生	中学生
小学生	就学前の孫	自分だけ	その他()	

アンケートの実施

- 10月の地区総合防災訓練の前に、高清水地区九区自治会の全世帯に対してアンケートを実施した。
- アンケートは回収用の袋を添えて、各班長に配布と回収を依頼した。

アンケートの結果(抜粋)

- 自力避難の可否と希望する介助について

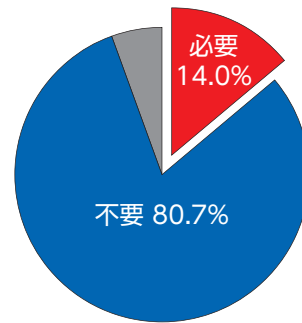
①自治会による協力や支援は不要

自力避難が可能	111	74%
家族支援が可能	10	6.7%
計	121	80.7%

②自治会による協力や支援が必要

介助の協力が必要	4	2.7%	
介助の支援が必要	手を引く	6	4.0%
	車椅子	8	5.3%
	担架	0	0.0%
	乗用車	2	1.3%
	その他	1	0.7%
計	21	14.0%	

- 自治会による協力や支援を必要とする人が、合計21名いることがわかった。
- 班長だけでは対応できない場合の支援体制の構築が課題である。
- 完全独居の方が18名おり、そのうち5名が支援を必要としていることがわかり、支援対象の最優先者とした。
- 単独避難が可能でも、災害時の声かけは必要である。



自治会による協力や支援の必要性

- 高清水地区九区自主防災会としては、まずは、避難行動要支援者の介助希望があった方を対象とする支援計画を検討することとした。

この取組のポイントや「なぜ、できたのか」など

- 回答者が煩わしく感じないよう、細かい設問は避け、必要最小限の設問にとどめた。
- 長年、つきあいのある家同士が多く、ある程度の各世帯情報は既に持っていることから、必要なことは今後、直接確認していくこととした。

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

03 6 避難行動要支援者を含む避難支援のグループづくり

- 区内を小グループや班などに分けて、それらのグループごとに避難場所や経路、避難時の声掛けや助け合いの方法などを話し合っておくと、いざというときに協力して速やかに避難ができます。
- グループの規模は、津波や水害、土砂災害などのおそれがある地区では、避難が必要なときに速やかに呼びかけができる範囲(例えば、1グループ当たり数世帯)が目安になります。

進め方とポイント

準備

- 区内の住宅が記載された地図

①地区をグループに分ける

- 1グループの世帯数や地域の広さは、まずは徒歩で呼びかけができる範囲で検討してみる。
- 地区に元々ある班や組などの単位をそのままグループに用いることもできます。

②グループ内で、避難場所や避難経路、避難時の声掛けなどルールを確認

- それぞれのグループで、住民が集まる機会を設けてルールを確認するとよいでしょう。
- 避難が必要な状況や、避難開始あるいは避難の準備開始の基準を確認し、誰が各世帯に避難を呼びかけるかも話し合しましょう。

③避難時に声掛けや支援が必要な世帯を把握し、グループ内の助け合いを調整

- 避難する時に助けが必要な人と、その人と一緒に避難する人を話し合います。
- 平日と休日、昼と夜とでは、助け合いの関係が変わることがあります。複数のパターンを話し合しましょう。

④防災訓練や避難訓練では、グループごとに避難行動や助け合いを確認

- 訓練では、実際に声掛けを行ったり、グループの住民が助け合ったりして避難し、時間内に避難できるかを確認しておくことが大切です。
- 避難場所に集まって、お互いの安否を確かめ、訓練の様子を振り返り、次に活かしましょう。



事例 03 6 1 避難時の助け合いを確認するための「お隣さんとの仲間作り」

山元町 花釜区自主防災会

- 東日本大震災の津波で被災した花釜区は、遠方の高台や避難場所まで、住民が車で避難する必要があり、普段から状況をよく知っている隣近所数世帯でグループを編成し、津波災害時はお互いに隣近所（お隣さん）へ声掛けをする体制を整備した。
- 今後さらに進む高齢化に対応するために、このグループを、高齢者等の日常の見守り活動や助け合いにも活かそうと取り組んだ。

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

進め方とポイント

準備

- 住宅の詳細な配置図と、花釜区内30班の区割りが記された図面を用意。

①地区をグループに分ける

- 各班長を中心に、班ごとに5～6世帯を目安としてご近所同士の小グループに分割する。
- 災害発生時、お隣さんへ短時間に声掛け（安否確認や避難の呼びかけ）ができる範囲のグループとし、離れた世帯への連絡方法も事前に決めておく。

②グループ内で、避難場所や避難経路、避難する時の声掛けなどルールを確認

- 地区清掃活動の後などに、それぞれのグループで住民が集まる機会を設け、避難場所や経路、車の使い方などを確認した。
- 津波の場合の行動は、安否確認よりも各自が避難することを優先させることを申し合わせた。

③避難時に声掛けや支援が必要な世帯を把握し、グループ内の助け合いを調整

- 避難する時に助けが必要な人や、車に乗せて一緒に避難する人と車で迎えに行く人の調整を各グループで進める。
- グループの編成では、平日日中の時間帯に車がある世帯を各グループ内を含むこととした。
- よりグループ内の共助を推進するため、各グループには長（責任者）を置かないこととした。

④防災訓練や避難訓練では、グループごとに避難行動や助け合いを確認

- 平成30年の総合防災訓練では、住民が車に分乗するなどして、2か所の避難場所へ分散して避難。
- 各避難場所では自治会役員や班長らが、避難してきた住民を受け入れた。

お隣さんとの避難時の仲間づくりについて

目的

巨大津波発生時の避難が素早くでき、且つお隣さんへの声掛けができて、皆で一緒に高い避難場所に車で移動できる、体制づくりを整備する。

ポイント

避難が困難な時期は平日の昼間帯となります。車のない方や運転ができない方、そして弱者の方を意図しましょう。

<仲間づくりの要点について>

- 1 お隣さん仲間づくりについて
 - 同一班においてつくること。
 - 5～6世帯程度でつくること。
 - 平日昼間帯で車がある世帯を含むこと。
 - ⇒班の地域性によってはこの限りではありません。
 - 「例」18班では全世帯お隣さんであるためひとつの仲間となる。
- 2 お隣さん仲間との距離間について
 - お隣さんへの声掛けが短くて済むこと。
 - 揺れ終息後に外にでて顔合わせが簡単にできる範囲とすること。
 - 離れ世帯がある場合は避難時の連絡手段を事前に調じておくこと。
 - ⇒一緒のお隣さん仲間などへ避難することを携帯電話等で連絡する。
- 3 お隣さんとの顔合わせ場所について
 - 安全な広い集合場所を決めておくこと。
 - ⇒物の倒壊や危険物が無い場所とすること。
- 4 お隣さん仲間の責任者について
 - 仲間の責任者はつくりず相互責任とすること。
 - 備えとして避難することを優先させること。
 - ⇒空振りでも避難訓練と思うこと。
- 5 福祉活動について
 - お隣さんとの相互見守りは自然に行うこと。
 - 見守りもいろんなケースがあるので、自然体の心掛けで行うこと。
 - ⇒昼間帯や夜中までの電気点灯状況、郵便受けの溜まり具合および配布物回収時の見守り活動等。

※仲間づくりに班長さん方のご協力をお願いします。

住民への周知文章

この取組のポイントや「なぜ、できたのか」など

- グループの中で避難行動要支援者が周囲の住民と一緒に避難できるようなグループづくりの手法は、避難行動要支援者の避難支援計画(個別計画)を策定する取組と同様の効果を発揮する避難支援のための一つの方法となる。

03 7 避難計画づくり

- 避難行動に係る検討結果を文章や組織図等に整理して避難計画としてまとめ、市町村と共有し住民に広く周知しましょう。
- 避難行動要支援者の避難支援については、個別支援計画をまとめ、避難行動要支援者と避難支援者の間で確認しておきましょう。
- 地域の実情に合わせて実行性のある計画とするために、訓練等を通して定期的に見直ししましょう。

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

進め方とポイント

準備

- 災害の種類ごとの具体的な避難行動を決めておく。

災害の種類ごとに避難判断基準や避難先、避難誘導體制、要支援者の避難支援方法、その他留意点などを整理して計画にまとめる

【地震／津波の場合】

- 地震発生をきっかけに、避難の判断と行動が始まります。計画には、水平避難する場合、自宅を出る前にとるとよい行動(出火防止等)や、自宅を出てどこへ、どのように避難するのかなどを明確にまとめましょう。
- 津波リスクがある地域は、地震後、どこでどのように津波の情報を得るのか、さらに、いつ、どこへ、どのように避難するかを明確にして計画にまとめましょう。地域によっては、地震発生後すぐに高台への避難をする必要があります。普段から津波到達時間、津波による浸水深を確認しておきましょう。

【大雨／台風の場合】

- 大雨が降り続き、災害発生の恐れが高まる中で、土砂災害や、河川決壊等の災害が発生する前に、各自避難の判断を行い、避難行動を開始します。避難開始のタイミングと、どこへ、どのように避難するかを明確にして計画にまとめましょう。
- 避難するタイミングや状況によっては屋内安全確保(垂直避難)という選択もあります。その場合もどこへ、どのように避難するのか、避難先での留意点等がわかるようにしましょう。



【共通】

- 避難計画書は見やすいよう、表や図、マップ等を活用して、避難のタイミングと避難場所をわかりやすく記載しましょう。
- 誰もが読みやすいよう、マップと避難行動をA3の裏表、1枚でまとめるような工夫をするとよいでしょう。
- 計画を立てる段階から市町村と共有・調整を図り、市町村の地域防災計画と整合性の取れた内容としましょう。

事例 03 7 1 災害対応マニュアルの策定

登米市 細谷区自主防災組織

■ 細谷区自主防災組織は、水害対応の災害対応マニュアルに関する研修を経て、実際に自主防災組織としての災害対応マニュアルを策定した。

進め方とポイント

準備

- 災害対応マニュアルの参考となる研修材料(他地域における既存の災害対応マニュアル)を探す。

災害対応マニュアルに関する研修

- 参考とした研修材料をもとに、災害対応マニュアルの基本的な構成、雨の情報、河川の情報、市町村の情報等について理解を深めた。
- 自分たちの地域にとって対象となる河川と観測局について、水防団待機水位(レベル1水位)から氾濫危険水位(レベル4水位)までの情報を整理した。



研修会の様子

災害対応マニュアルの検討

- 他地域における既存の災害対応マニュアルを参考としながら、自分たちの地域に当てはめた場合について検討を行った。
- ワークシートの空欄に自分たちの地域が行うべき対応事項を記入した。
- 自主防災組織として合意形成を行った。



災害対応マニュアルの検討の様子

災害対応マニュアルの見直し

- 一度策定した災害対応マニュアルは、定期的に見直すことが求められる。令和元年度東日本台風の経験など、災害教訓をその都度、活かすことが重要となる。

この取組のポイントや「なぜ、できたのか」など

- 災害対応マニュアル策定に自主防災組織が主体的に取り組んだ。
- アドバイザーと連携し、研修材料やワークシートの提供を受けた。

災害対応マニュアル(水害編)ワークシートの例

行 動	実施時期	担 当	内 容
<p>警戒レベル 1</p> <p>①情報収集・伝達</p> <p>※随時行う</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報発表、かつ今後も強い雨が予想されている ・北上川が大泉観測局で水防団待機水位(8.5m)に到達 ・迫川が佐沼観測局で水防団待機水位(3.6m)に到達 ・夏川が舟場観測局、小谷地観測局で水防団待機水位(3.6m)に到達 <p>なお、区長が別途必要と判断した場合はこの限りではない。</p>	<p>区 長</p> <p>自主防災組織 役員</p>	<p>区長、自主防災組織役員は、市からの防災行政無線や緊急告知ラジオによる情報はもとより、携帯やラジオ、インターネット等から情報を収集し、危険が予想される場合には、以下の情報収集を各自行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雨の降り方に関わる情報 ○雨雲の動き等の情報 <p>※<u>細谷区内はもとより、迫川上流や夏川上流の雨量や水位にも注意する。</u></p>
<p>警戒レベル 2</p> <p>②役員の招集および本部会議の開催</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報発表、かつ今後も強い雨が予想されている ・北上川が大泉観測局で氾濫注意水位(9.5m)に到達 ・迫川が佐沼観測局で氾濫注意水位(4.2m)に到達 ・夏川が舟場観測局、小谷地観測局で氾濫注意水位(4.2m)に到達 <p>なお、区長が別途必要と判断した場合はこの限りではない。</p>	<p>区 長</p> <p>自主防災組織 役員</p>	<p>区長は、連絡網により本部(細谷ふれあいセンター)に役員を招集し、本部会議を開催する。本部会議では以下の内容を決定・確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民避難の時期 <p>なお、本部会議の決定事項(特に避難誘導の開始等)は、●●は××へ連絡する。</p>
<p>警戒レベル 3</p> <p>③指定緊急避難場所への誘導・声かけ(一部住民)</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始を市が発令 ・大雨警報発表、かつ今後も強い雨が予想されている ・北上川が大泉観測局で避難判断水位(10.2m)に到達 ・迫川が佐沼観測局で避難判断水位(4.5m)に到達 ・夏川が舟場観測局、小谷地観測局で避難判断水位(4.5m)に到達 <p>なお、区長が別途必要と判断した場合はこの限りではない。</p>	<p>避難支援者</p> <p>※今後要検討</p>	<p>避難行動要支援者については個別に、避難支援者とともに一般住民と連携して避難支援を行い、石森小学校(指定緊急避難場所)へ搬送または同行避難する。</p> <p>併せて、一般住民へ自主避難を●●が△△△により呼び掛ける。</p> <p>※<u>大雨が深夜に予想される場合、夜間の避難は困難かつ危険です。明るいうちからの早めの避難(予防的避難)の呼びかけを心がける。</u></p>

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

行 動	実施時期	担 当	内 容
警戒 レベル 3 ④指定緊急避難場所での受入準備等	③と同時	自主防災組織 役員 婦人防火 クラブ ※今後要依頼	自主防災組織役員は、石森小学校(指定緊急避難場所)において、受付簿の設置等、避難者の受入準備を行う。 併せて、避難してきた避難行動要支援者の把握を行う。避難行動要支援者のお世話は、婦人防火クラブが行う。
⑤負傷者等の救護	適宜 (負傷者がなければ省略)		負傷者を発見した場合、状況に応じて避難所への搬送または119番通報を行い、その旨を区長へ報告する。 また、(可能であれば)親族へも併せて連絡する。
警戒 レベル 4 ⑥避難誘導・声かけ(全住民)	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告を市が発令 ・北上川が大泉観測局で 氾濫危険水位(10.8m) に到達 ・迫川が佐沼観測局で 氾濫危険水位(4.7m) に到達 ・夏川が舟場観測局、小谷地観測局で 氾濫危険水位(4.7m) に到達	自主防災組織 役員 班 長 ※今後要依頼	住民に避難勧告の発令や緊急避難先の情報を伝達するとともに指定緊急避難場所へ誘導する。 避難者の誘導は、班長が行う。 避難行動要支援者の避難は、自主防災組織役員が行う。
⑦本部機能の移転及び避難行動要支援者の移動	指定避難所の開設後		指定避難所が開設された場合、本部機能を指定避難所へ移転する。 併せて、避難行動要支援者の指定避難所から福祉避難所への移動を支援する。 ※障がい者等を含む避難行動要支援者に対する対応は今後要検討
⑧避難状況確認	住民の避難開始後、随時	自主防災組織役員	自主防災組織役員は、避難者の受付を行うとともに、住民の避難状況についてとりまとめ、区長へ報告する。
⑨二次災害の防止	住民の避難所受け入れ後、随時		◎◎は、二次災害の防止のため、避難者の体調確認、要望の聴取等を随時行う。
⑩炊き出し	適宜		■■は、住民が持ち寄った食材等により必要に応じて炊き出しを行う。
⑪役場等への情報提供	適宜	区長、副区長	区長は、安否が確認できない住民の情報など必要な情報は、適宜役場や消防団等へ情報を提供する。
※その他	住民の避難所受け入れ後、随時	自主防災組織本部メンバー	上記に記載のない不測の事態には、その都度協議し必要な措置をとることとする。

事例 03 7 2 ハザード(災害の種類)ごとの地域避難計画

東松島市 上河戸若葉自主防災会

- 「いのちを守る避難(退避行動)」を「開始するタイミング・基準」は、地震、大雨、原子力事故などハザード(災害の種類)によって大きく異なる。
- 自治体からは、避難勧告や避難指示(緊急)などが発令されるが、これら「避難情報」は、地震のゆれの大きさ、降雨量や河川水位、事故の規模などをもとに、事前に「発令基準」が各自治体の地域防災計画等で定められている。また、これらの基準や避難情報は、専門的な用語が用いられており「どんな情報が出たら、どうすれば」が分かりにくくなっているのも現状である。
- そこで、上河戸若葉自主防災会では、東松島市地域防災計画で定められている避難情報の発令基準と、地域の実情を勘案して、「1枚もの」「ひと目で分かる」「家庭内に掲示できる」、『上河戸若葉自主防災会避難行動』を作成した(次ページ参照)。

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

進め方とポイント

準備

- 自治体で作成した地域防災計画で、地域に該当するハザード(災害の種類)を特定する。
- ハザードごとに、避難情報(避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始)の発令基準を把握する。

①避難開始基準の整理・議論

- 上記の情報をもとに、地域の実情に合わせて、ハザードごとに避難開始基準について住民間で相談し、合意する(役員会で議論・合意し、全体住民に提案・合意するという2段階方式がよい)。
- このとき、住民の立場・状況(役員、要配慮者)によって避難開始基準が異なることに留意する。

②「1枚もの」の作成・配布(周知)

- ①で合意した内容について、家庭内に掲示できるよう、またひと目でわかるように「1枚もの」にレイアウトした資料を作成し、住民に配布・周知する。

この取組のポイントや「なぜ、できたのか」など

- 自治体から提供される情報を「地域に特化して」事前に整理しておくことで、良い意味で情報量を減らせるとともに、想定する災害について状況認識を住民間で統一することができる。

上河戸若葉自主防災会避難行動

地震・津波

- ・震度6弱以上の地震発生 津波警報発令 災害対策本部設置
- ・災害対策本部参集範囲 自主防災会本部役員
- ・災害発生時の要支援者安否確認
 - (東松島市登録要支援者) 地域支援者が確認を行う
 - (自主防災会登録要支援者) 本部長指示により確認を行う

風水害(台風・大雨)

(自治体発令の避難情報を基準)

- ・「避難準備・高齢者等避難開始」発令 準備開始
- ・「避難勧告」発令 災害対策本部設置 避難所開設
 - 本部長指示により要支援者安否確認
 - (東松島市登録要支援者) 地域支援者が確認を行う
 - (自主防災会登録要支援者) 本部長の指示により確認を行う
- ・「避難指示(緊急)」発令
 - 人命優先対応

※ 外出する事がかえって命に危険が及ぶ様な状況では、
 近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難を呼び掛ける。

原子力発電災害

(原子力災害対策指針により)

- | | | |
|-------------------------|--------|---------|
| | 災害対策本部 | UPZ住民 |
| ・EAL(AL) (例) 大地震 震度6弱以上 | | |
| 警戒事態【 警戒体制情報収集 | 設置 | 警戒・情報収集 |
| ・EAL(SE) (例) 全交流電源喪失 | | |
| 施設敷地緊急事態(防護措置の準備を開始 | 解散 | の屋内退避準備 |
| ・EAL(GE) (例) 冷却機能喪失 | | |
| 全面緊急事態(防護措置を実施 | 解散 | の屋内退避 |

※ 原子力災害対策本部の指示により避難・一時移転・飲食物摂取制限に従う。

(参考資料) ・PAZ:Precautionary Action Zone (原子力施設から概ね半径5km圏内。)

・UPZ:Urgent Protective action planning Zone (PAZの外側の概ね半径30km圏内。)

ミサイル警戒

- ・自治体発令の避難情報に準ずる

重要な事 着弾まで2～3分!即座に避難する。熱線(閃光)衝撃波をさける対策をする。

避難優位 地下へ⇒頑丈な建物へ⇒自宅なら窓が無い強い場所

(例) トイレ・風呂場・倉庫・押入れ・廊下等